

規制シート

(別紙1)

190195002010001

平成27年2月27日

規制の名称	商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し	所管府省	国土交通省
根拠法令等	建築基準法(昭和25年法律第201号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	住宅局市街地建築課 課長 香山 幹
規制目的	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。		
規制内容の概要	用途規制により、倉庫業を営む倉庫及び原動機を使用する工場は、各用途地域ごとに建築可能な規模が定められている。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、同法第48条のただし書きによる特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える倉庫業を営む倉庫及び原動機を使用する工場を建築することが可能である。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。また、また、その場所で継続的に、製造、加工、仕分、包装、荷造等の作業を行う建築物については、通常、工場として用途規制が適用されているところである。 原動機を使用する工場については、特別用途地区や地区計画の活用した場合や、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合、近隣商業地域又は商業地域における商業の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域に建築可能な規模を超える原動機を使用する工場を建築することが可能である。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>